

令和5年12月22日
住宅局 建築指導課
住宅生産課

株式会社クリエイト礼文^{れもん}が供給した建築物における
国土交通大臣認定の仕様への不適合について

- 株式会社クリエイト礼文より国土交通省に対し、同社が供給した一部の木造建築物の外壁において、国土交通大臣認定の仕様に適合しない施工不備があり、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。
- これを受け、国土交通省は同社に対して、調査・改修の実施等の所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

1. 事案概要

令和5年9月27日、特定行政庁である山形県より、国土交通省に対し、株式会社クリエイト礼文（山形県山形市）が山形県内で供給した木造建築物の外壁において、国土交通大臣認定の仕様に適合しない施工不備があり、建築基準法の規定に抵触していること、同様の不備がある建築物が県外にも多数供給されている可能性があることについて報告がありました。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和5年12月21日までに、以下の報告がありました。

- ① 同社が供給した外壁に不備の可能性のある木造建築物 2,822 棟^{※1}（供給期間：平成12年7月～令和2年11月）のうち、322 棟について現地調査を実施した結果、320 棟の防火構造等^{※2}の外壁において、国土交通大臣認定の仕様に適合しない施工不備があり、建築基準法の規定に抵触するおそれがあること。
※1 同社がこれまでに供給した建築物から、小屋裏に外壁がない屋根形状（寄棟）の建築物であることなどから、施工不備が生じていないことが明らかな建築物を除いたもの。
※2 建築基準法では、防火地域、準防火地域又は同法第22条に基づいて特定行政庁が指定する区域内にある建築物の外壁で延焼のおそれのある部分について、構造種別・規模等に応じ、建築物の周囲で発生する火災によって延焼しない等の一定の性能を有する構造（防火構造等）とすることを求めている。防火構造等については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（告示仕様）又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要があり、同社が供給する建築物の外壁においては、国土交通大臣認定の仕様を採用している。
- ② 同社は、上記の 2,822 棟のうち、未調査の 2,500 棟についても早急に調査を行う方針であること。
- ③ 同社は、調査の結果、外壁の不備が確認された建築物について、必要な改修等を行う方針であること。
- ④ 同社が展開するフランチャイズ事業でも同様の建築物が供給されている可能性があり、同社はフランチャイズ事業者と連携して、フランチャイズ事業者が供給した建築物の調査・改修を進める方針であること。

2. 国土交通省における対応

(1) 株式会社クリエイト礼文に対し、以下の所要の対応を速やかに行うよう指示しました。

- ① 所有者等関係者への丁寧な説明
- ② 特定行政庁等への報告
- ③ 調査・改修等の迅速な実施
- ④ 原因究明及び再発防止策の報告等
- ⑤ 相談窓口の設置

※ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価を受けている住宅等においては、当該評価等の結果への影響についても所有者等関係者等に丁寧な説明を行うとともに、必要な対応を行うこと。

(2) 関係特定行政庁に物件リスト等を情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

3. 相談窓口

(1) 株式会社クリエイト礼文において、以下の相談窓口が設置されています。

【窓口】 株式会社クリエイト礼文
電話番号 0120-656-043
受付時間 9:00-17:00(土日祝日・年末年始を除く)
お問い合わせ専用メールアドレス contact@unitehouse.info

(株式会社クリエイト礼文における公表) https://createlemon.jp/news/4_tk6GjD

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100(ナビダイヤル)
ナビダイヤル以外は 03-3556-5147
受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)

■建築基準法 に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 中古 (内線 39-564)
技術調査係長 田畑 (内線 39-525)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513

■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 瀬良 (内線 39-453)
性能係長 福井 (内線 39-434)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8510

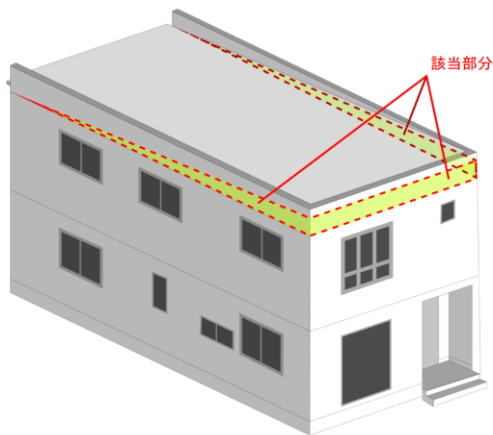
(参考1)

都道府県別・用途別棟数

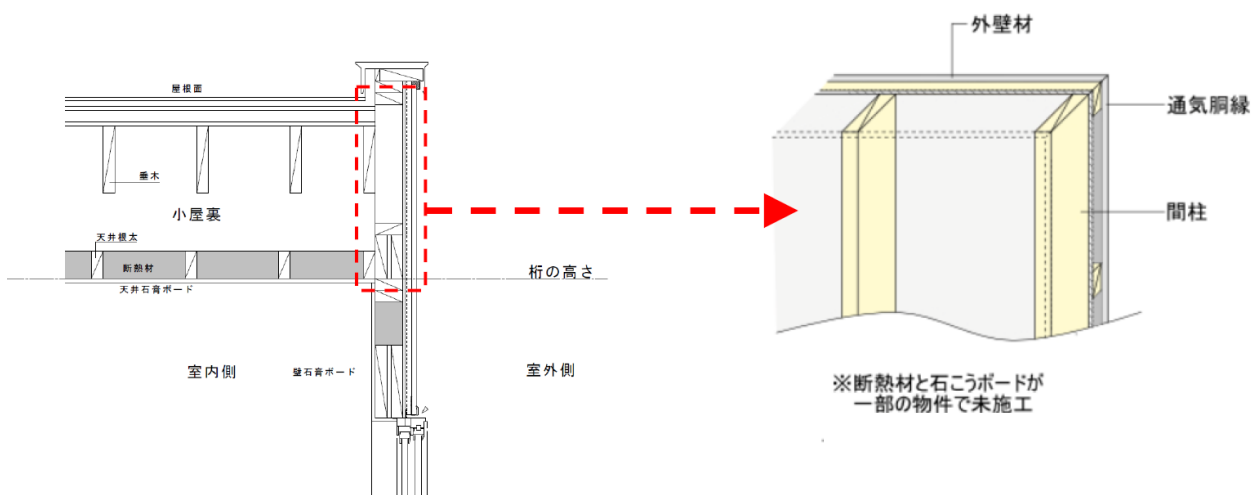
都道府県	用途				計
	住宅			非住宅	
	戸建	長屋・共同	併用等 ^{※1}	(店舗、事務所等)	
岩手県	1	0	0	0	1
宮城県	620	12	0	1	633
秋田県	1	0	0	0	1
山形県	2,110	47	3	17	2,177
福島県	2	0	0	0	2
栃木県	1	0	0	0	1
埼玉県	7	0	0	0	7
計	2,742	59	3	18	2,822

※1. 一の建築物において、店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。

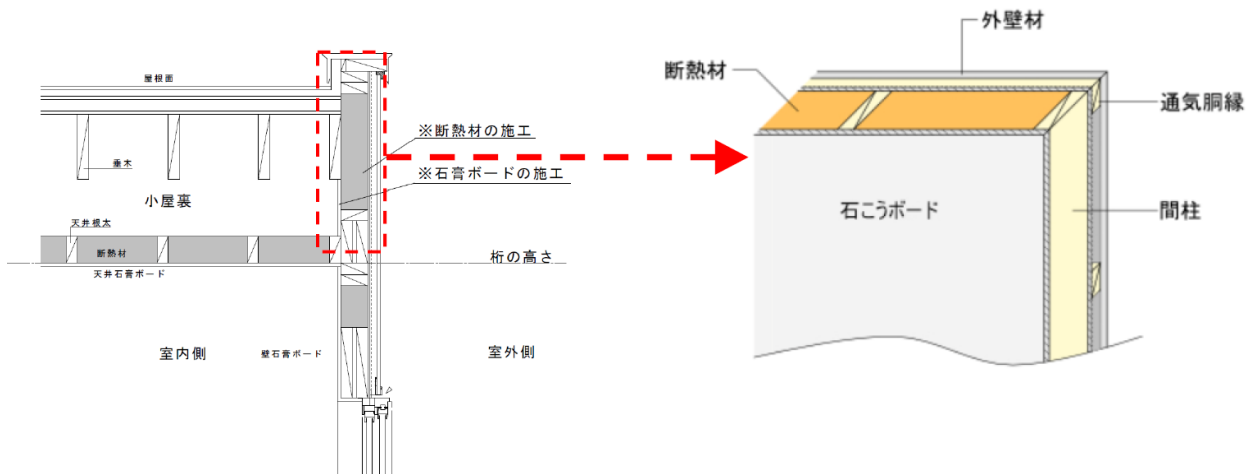
【施工不備の対象範囲】



【確認された施工不備の例】



<大臣認定仕様に不適合な施工内容>



<大臣認定で認められた仕様>